

佐賀県告示第百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があつた。

平成二十二年四月二十三日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	廃止年月日
陣内泌尿器科	佐賀市水ヶ江三丁目一〇番九号	平成二二・一・一
みやき歯科クリニツク	三養基郡みやき町大字原古賀三九四番地一	平成二二・一・一
古賀歯科医院	鳥栖市儀徳町二六七二番地一	平成二二・一・一
辻薬局駅南店	唐津市新興町二九二二番地五	平成二二・九・一
今村再耕庵薬局	鹿島市大字高津原四三九一番地一	平成二二・一・九
オーケー薬局	鹿島市大字高津原三七七九番地一六	平成二二・一一・一
福田外科病院	嬉野市嬉野町大字下宿甲四一二九番地一	平成二二・四・一
井内歯科医院	佐賀市松原四丁目五番一三三号	平成二二・一・二二